

(別紙)

## 未登記家屋所有者変更にかかる添付書類等について

○申請の際には、申請者の本人確認資料(法人の場合は使用者の本人確認資料)が必要です。

| 売買・贈与による申請          |                                      |   |
|---------------------|--------------------------------------|---|
| 原因                  | 申請書                                  | 添付書類等   |
| 売買または贈与による場合        | ・旧所有者の実印<br>(法人の場合は代表者印)             | ・売買契約書または贈与証書<br>・旧所有者の印鑑登録証明書<br>・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人) |
| 契約書の紛失や<br>契約書のない場合 | ・新所有者の実印<br>・旧所有者の実印<br>(法人の場合は代表者印) | ・新旧所有者の印鑑登録証明書  |

| 相続による申請     |     |  |
|-------------|-----|--|
| 原因          | 申請書 | 添付書類   |
| 遺産分割協議による場合 |     | ・遺産分割協議書(相続人全員の実印を押印したもの)<br>または相続分不存在証明書<br>・相続人全員の印鑑登録証明書<br>・相続関係のわかる戸籍謄本等<br>・相続人のうち相続放棄している場合は、家庭裁判所が<br>受理した相続放棄関係書類 |
| 遺言による場合     |     | ・公正証書遺言または家庭裁判所の検認済証明書付き<br>の遺言書<br>・遺言に記載された者と分かる戸籍謄本等の関係書類   |
| 上記以外による場合   |     | ・同意書(相続人全員の実印を押印したもの)<br>・相続人全員の印鑑登録証明書<br>・相続関係のわかる戸籍謄本等<br>・相続人のうち相続放棄している場合は、家庭裁判所が<br>受理した相続放棄関係書類                     |

| 判決、調停による申請 |     |   |
|------------|-----|---|
| 原因         | 申請書 | 添付書類  |
| 判決による場合    |     | ・判決正本及び判決確定証明書<br>・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人) |
| 調停による場合    |     | ・調停調書正本<br>・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)        |

※ 添付書類等が整わない場合はお問い合わせください。

【問合せ先】 銚子市課税室固定資産税班  
0479(24)8952